

### 三木清の方法：「スピノザに於ける人間と国家」

宮永, 孝 / MIYANAGA, Takashi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

70

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

41

(発行年 / Year)

2023-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030533>

# 三木 清の方法

——「スピノザに於ける人間と国家」

宮 永 孝

はじめに

- 一 三木論文の内容
- 二 スピノザが生きた（オランダ諸国）時代
- 三 スピノザの『国家論』の構成の概要  
むすび

三木 清の方法

三木論文の中味の概要

アカデミックス  
学者たちの三木評

哲学徒としての三木の願望

「英文レジュメ」 Abstract in English

はじめに

オランダを代表する孤高の哲学者スピノザ（一六三二―七七）は、政治学者・国家学者でもあった。

スピノザ生誕三〇〇年記念にさいして、日本ヘーゲル連盟は「スピノザ研究」を公刊することになり、内外の著名な研究者八名が寄稿したスピノザ論をもって成ったのが『国際ヘーゲル連盟日本版 スピノザとヘーゲル』（岩波書店、昭和7・7）である。国際ヘーゲル連盟日本支部の代表者であった三木 清は、この記念号に「スピノザに於ける人間と国家」と題する論文をよせている。



スピノザ



三木 清

ようにするのが、筆者の目的である。三木論文の組み立て方には、一定の法則（やり方）があるはずである。かれは論文を作成するとき、何に着目し、それをどのように問題化し、掘りさげ、展開し、結論に至るのか。帰結に至るまでの道筋において、かれは論理を補強し、説をうらづけるために、いろいろな文献を引用する。

三木はこの論文のへきとう、スピノザが国家論（国家に関する理論）において意図したものについて語っている。かれはスピノザの政治論文をひいて、スピノザの国家論は、「人間的本性の状態」 *ex ipsa humanae conditione deducere intendi*（人間が本来もっている性質のありさま）から

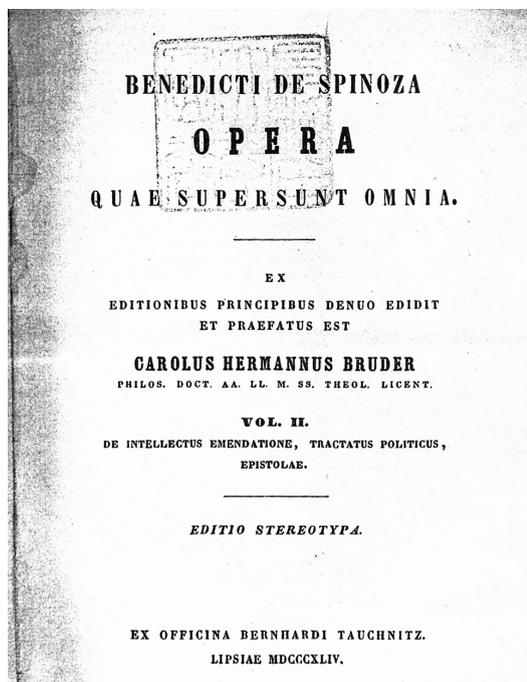
三木そのひとは、一種の天才的直観をもって、問題点を掘りおこし、推論し、結論をみちびき出すことにすぐれていたが、スピノザの最晩年の著述『トラクタトゥス・ポリテイクス国家論』 *Tractatus Politicus*（国家経営論）が原意か。一六七五〜七七年のあいだに執筆。未完成）をおもな論題にえらんだのである。かれがスピノザ論において何を意図したのであるうか。

該博な知識を背景に、主題の設定、演えき、関連づけにすぐれた能力を發揮した三木は、あるいみにおいて、書物くさがぬぐいきれぬ、机上学問の哲学者でもあった。いま筆者がいちばん興味があるのは、かれがくだんの論文をかくとき、どのような方法を用い、どのような材料を使ったかという点である。いわば、三木の創作の秘密の一端を知ることである。三木の論文構想の道程（みちのり）、思索のあとを「スピノザに於ける人間と国家」を研究材料としてさぐってみたい。

### 一 三木論文の内容

三木の「スピノザに於ける人間と国家」は、いったいどのような中味の論文なのか。まずそれについてのべてみたい。

かれはこの論文をどのように作成したのか。その創作の過程（みちすじ）を構造的に分析し



「国家論」を収録している『スピノザの遺稿のすべて』  
1844年 [第2巻]

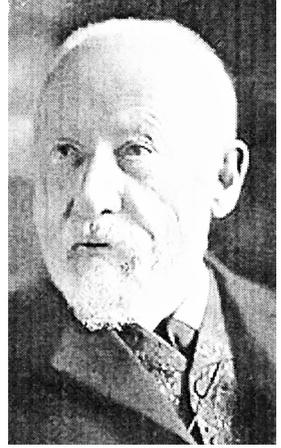
みちびき出すに在るとのべている (Tr. pol. I, 4)。ここで三木は、マールブルクにいたとき、さかんに読んだヴィルヘルム・ディルタイ (一八三三〜一九一一、ドイツの哲学者。バーゼル、キール、ブンスラウム、ベルリン大教授) の説を引用する。ディルタイの一書『十六、七世紀の文化における人種学のはたらき』のことは借りて、スピノザの国家論を人間学とよんでいる。

三木によると、スピノザの国家論は、人間学を基礎としたもっとも典型的なばあい (例)、という。ここで三木は、スピノザの主著『倫理学』の「序論」をひき、人間の本性 (もともとある性質) の中味について説明している。スピノザは、人間の諸活動をありのままに認識することに努めたという。人間の諸情念 (感情をともしなう思い)、すなわち愛情・にくしみ・いかり・しつと・功名心・同情などは、人間の本性に属する性質であった。スピノザにとって、情念<sup>アフェクトゥス</sup>を科学的に研究することが、国家論の基礎であった。同時にかれの情念論は、人間学の主要部分の一つでもあった。

ここである人間学とは、どのようなものか。

人間学を、人性学 (人間がもっている性質、性格を究める学問) と解した方がよさそうである。人類学は、ひとを生物学的に研究するものとするれば、人間学は、ひとを心理学的、哲学的に研究する学問という (新明正道編著『社会学小辞典』、岩崎書店、昭和25・2、二九六頁)。こんにち人間学は、哲学的人間学と、ほぼおなじ意味に解されているという (前掲書)。

ついで三木は、人間学の一般的性質について問題提起している。かれはそれを心理学と解してはならぬ、といっている。さらにスピノザを引き、国家に関する諸問題に心理学的説明をあたえたものと考えてはならぬ、という。三木はディルタイを援用する。——人間の本性の内容を研究する点で、人間学は近代の心理学と区別される。人間学は、人間の本性もしくは、生 (体験としての生) を、直接的にとらえようとする哲学の立場。理知「理性と知恵」に対して感情を重



ヴィルヘルム・ディルタイ

んじる立場)を全存在——人間的存在の存在根拠であるものとの関係において、研究するものである。だから人間学は、単なる心理学ではなく、ひとつの存在論(不変の実在。本質。客観的実在。存在のいみを問ういとなみ)である。

は、当然『倫理学』との本質的な関連において理解されねばならぬという。それによって、スピノザの国家論のいちばん重要な内容のひとつの語、

自然法(自然を支配する法則。時と所を超越して存在する不変の法。ふつうは人間の自然的性質にもとづく、ふへん恒久的な規範や法律の意である。

が、スピノザの意は、自然権(にちかい)

自然権(人が生まれながら持っている)とされる権利。国家以前に存在するもの。天賦人権)

などの独自性が理解されるといふ。

三木は、さらにディルタイのことを借りて、スピノザの国家論の特色は、それが「精神科学の自然的体系」だということ。このことは自然科学の方法を、精神科学の領域に移入することではないという。両者の方法は同じものであり、対象は原理的に同一なのである。この二つの科学の活動範囲をつくっているものは、「自然」(人類以外に存する外界の意と人間のもって生まれた性質の意がある)だということ。

三木は、スピノザの『倫理学第三部』の「序説」を引用して、つぎのようにいふ。——自然はつねに同一である。自然の力、自然の活動力、自然の法則、規則はいたるところ常に同一である。だからあらゆる物の本質の認識も同一でなければならぬ。スピノザの全存在論(存在そのものに関する学説)の根本概念は、自然であつたという。自然は存在をあらゆるすいちばん包括的な名である。精神科学の自然的体系としてのスピノザの国家論のいっさいの特殊性を理解するには、自然概念のすべての基本的構造を明らかにしてはじめて達成できるといふ。

スピノザの国家論の特徴は、経験的立場に立つものではなく、現実的なものだとということが、その政治論文の序論をみれば分かるという。かれ

は人間があるがまゝに捉えようとせず、ユートピア的（理想的）に国家論を描いた哲学者らを非難した。スピノザの政治論文の序論的な部分は、ニコル・マキアベリ（一四六九〜一五三七、フィレンツェの外交官・政治家。『君主論』「一五一三年」をかいだ）につらなるものであり、その影響をうけている。この特異なるフィレンツェ人は、ユートピア的国家をかんだ哲学者らをあなどり、有効な政治論をかこうとする者は、そうあるべき人間の生活でなく、いま現にあるところの人間の生活によらねばならぬとした。

しかし、三木はいう。スピノザをマキアベリとおなじ現実主義者とみることはできぬ、と。スピノザの国家論における現実主義（現実にそくしたことを重視する。空想的、理想的なものを排斥する主義）は、哲学的現実主義の帰結であった。それはスピノザにとって、デウス・イン・マキアベリ、神すなわち自然といった汎神論的立場のあらわれであったという。

認識（理性——物ごとを合理的に考え、判断する能力——によって、真理をきわめる行為）は、スピノザにとって高きものであったが、かれは在るがまゝに認識しようとした。スピノザの現実主義的立場は、マキアベリのものと似ていないという。三木の観方によると、むしろヘーゲルに近いものという。

ヘーゲルはイエナ時代、「自然法の学問的な取りあつかい方について」と題する論文をかき、この中で既存の諸体系および諸方向に対立して、この領域におけるかれの新理論を説明しようとした。ヘーゲルの取りあつかい方は三分されるといふ。

- 第一 経験的取りあつかい方
- 第二 反省的取りあつかい方
- 第三 思弁的（経験の助けを借りず、思考だけでつくる認識）取りあつかい方

第二の自然法の、反省的取りあつかい方とは、カントやフィヒテの哲学的立場をいったものである。ヘーゲルはこの立場（見方、観点）をしりぞけたという。このことは、三木によると、スピノザがユートピア的な考え方を排したことに相当するものかも知れぬという。

その理由として、とちい当為の思想（そうすべき、かくあるべし、との要求。義務）は、一つの最高の意味におけるユートピアとみなされるからであ

る。第一の自然法の、経験的取りあつかい方における、自然状態に關しては、ヘーゲルはホッブス（一五八八～一六七九、イギリスの哲学者・法学者）を眼中においていた。自然法思想の歴史について語るとき、ふつうホッブスやスピノザがいっしょに語られるという。両者にはある類似点があるが、決定的なちがいもある。

ホッブスの経験論（経験にもとづいて得た見解。経験がすべてとする考え）が抽象的であったのに反して、スピノザの立場は現実主義的であった。

スピノザが国家論において意図したものはなにか。この点に關して、三木はふたたびヘーゲルの「自然法の学問的な取りあつかい方について」を援用して、「経験または実践と合致するもの」「実践ともっともよく一致するもの」をたしかな、うたがないやり方で展開することであった。この点に關しては、ヘーゲルも現実主義者であったという。経験的立場は、理論的欠陥があるにせよ、経験にオリエンティレン（考えや立場を合わせる）といった大きな利益を有しているという。

ヘーゲルには『法律哲学綱要』（二八二一年）という著作があり、その序言において、本書を倫理的宇宙としての国家の認識方法をおしえるものとしている。が、三木によると、ヘーゲルのこのような態度は、スピノザが政治論文の序論であきらかにした態度とのあいだに、ある一致点を見とめざるをえないという。三木はヘーゲルの『哲学史に關する講義』（一八三七年）に見られる、「ひとが哲学することを始めるとき、ひとはまずスピノザ主義者であらねばならぬ」といった文章を引いている。

これまで三木論文の、序論、とも、前置き、ともつかぬものがながながと続いたが、ここではじめてかれはじぶんの論文の目的について語っている。

「今この小論の目的は、いかなる点において、またいかなる程度まで、スピノザが「思弁的」（経験によらず、理性に訴えて考える）、したがって弁証法的（真の認識にいたる方法。自己の發展によって、じぶんの内部にある矛盾をなくし、新しい統一をはかる方法）であったかを示し、従来スピノザの国家論について行はれて来た見解（考え方、評価）にたいし、若干の補正を試みることにある（補ってぐあいの悪いところを直すこ

と）」

と語っている。

つまり三木がこの論文においてめざしたのは、スピノザの思弁的——弁証法的方法論の観点や大きさを明らかにすることによって、これまでおこなわれてきたスピノザの国家論についての研究上の誤りを多少正そうというのである。

ここまでが三木論文の第一部である。

第二部は、精神科学（精神現象を研究の対象とするもの。精神の作用から生じるいろいろな現象——宗教、社会、歴史、政治などの理論的解明）の自然的体系にとつての根本命題（判断の対象となる基礎的な問題）からはじまる。三木はスピノザの倫理学を引いて、この命題は、つぎのように表現できるという（Eh. III, 6）。すなわち、自己の有（じぶんの存在）に固執しようとする努力。すなわち自己保存（生物がじぶんの生命を守り、発展させようとする）の努力。これは人間のいっさいの道徳的生活の中心だという。この努力は、それぞれの物の本質でもある。一般的にいえば、人間の本質（本来の性質）は、その力であり、その力は徳でもある。自己保存の努力は、すべてこれらのものを現わす。

このことはスピノザの存在論（存在のいみを問うしごと）の根本思想から来ているという。けだし（思うに）物の本質は、神の様態（状態、ありさま）だという。神の本質と力とは同一であるから、神の力がある一定のしかたで表現する（倫理学第一部 定理三十四）。法律や権利の思想も、まったくおなじ関係にある。自然的なものによって存在し、かつ活動する力は、神の力そのものである。だからわれわれは自然権がいかなるものか、すぐ理解できる（Tr. Pol. II, 3）。

このことから、スピノザは、力と権力、力と徳は一致すると考えた。だからスピノザの自然法（自然を支配する法則の意である。が、汎神論的見地からすれば、理性の法をいみする）の概念は、なんらの当為（義務）をも意味しないという。ひとはじぶんの存在を維持しようと努める。ひとは力を有するだけ、それだけ権力をもつから、何をなそうと自然のじゅうぶんな権利をもって試みたり行ったりする。自然法はだれもが欲せず、だれもがなしないことのほか、何ごとも禁じていない。それは争い・にくしみ・怒り・苦痛など、ひとつの衝動がうながす何物をも非難しない。

もろもろの情念も、人間の自己保存の努力とむすびついているかぎり、自然権をもっている。万人は理性にしたがって生活しているわけではない。ひとは欲望にうごかされて活動している。人間の自然権は、理性というより欲望と力によって決定されている。人間は全自然の一部分である。あ



ホッブス

らゆる個体は、ある一定のしかたで存在し、活動するよう決定されている (Tractatus theologico-politicus, XVI)。三木によると、スピノザの自然法思想は、宇宙的なものにオリエンティーンしているという。

自然権は人間が規定するものではない。むしろ逆に全自然の中で基礎づけられていて、人間において特殊化される。だからスピノザは自然権に関して、人間と魚といった他の自然の個体（一個の生物）とのあいだに、差別をみとめない。それはちょうど理性を賦与された人間と、精神を病んだ人間とのあいだに、何らの差がないのと同じだという。あらゆる個体は、自己の有に固執しようとする。自然の権利としてそのことをなす。宇宙的なものにオリエンティーンした自然法の概念は、もともと一つの法律概念ではないという。

三木によると、このようにしてスピノザは、人間の自然権から出発し、「自然状態」を規定したという。

それは人間生活の自然状態（秩序や権威が存在しない状態）から出発して、自然権を規定するのではなくて、その逆の方法をとった。スピノザの自然法の取りあつかい方は、単に経験的なものではなかった。かれの国家論の特殊性をホッブスとの関係において考えるとき、その手法を忘れてはならぬという。三木はスピノザを引き、人間は自然の一部分にすぎないという。しかし、自然であるところの自然のこの部分は、力でなければならぬ、と。人間は詭計（はかりごと）や狡智（悪がしこさ）、すなわち力において、すべての動物にまさっている。人間は動物よりもいっそう多くの力と権利をもっている。人間は奸智にたけているから、お互いもっとも危険である。

スピノザがもっとも恐れたのは最大の敵であった。保護を必要としたのもその敵のせいであった。ここという敵とは、人間である。人間は自然上、おたがい敵であるという。なぜなら人はいかり、ねたみ、にくしみといった諸情念に、自然的にしたがっているからである。人間生活の自然状態において、各人はおたがい敵であるという。

人間は自然状態にあって、まったく「自己の権利のもと」にあるという。各人は他人の侵害からの保証があるかぎり、自己の権利のもとにあるにすぎない。個人の自然権は、自然状態において、無にひとしいという。三木はヘーゲルを引き、個人の絶対的な自然権は、まったく抽象的なものという。それは他人によって危くされ、現実においてゼロだという。「自己の権利のもと」ということは、「他人の権利のもと」というこ

と同一だという。

人間はおたがい敵であり、他人をおそれる理由がある。われわれは生きるために、他人と交わっている。われわれの本性にとって有用なものがある。それは人間である。人間にとって最悪の敵であるはずの人間が、同時に人間にとっても必要なものである。人種間に固有な自然権について、三木はスピノザを引いている。それについて語られるのは、どういうときか。それは人間が共同の権利をもち、住いと耕地をじぶんのものとして要求し、じぶんを守り、いっさいの暴力を排除し、全体の意志にしたがって生活することが可能な場合である。スコラ哲学者らが、人間を社会的動物と呼ぶことを欲するとしたら、それに反対しない、といったのはスピノザである。

より多くの人間が共同的に結合し（二人以上いっしょに結びつく意、全体的権利を有することになると、人間は自然状態において、ほとんどまったく「自己の権利のもと」ということはありえないからである。人間の力が存在するのは、国家や社会の力としてである。

個人の自然権とは、どのようなものか。

三木はスピノザから引いている。それはまったく抽象的なものである。「共同の権利」としてだけ現実的であるという。国家をはなれては、人間の権利（人権）、力、存在といったものは、なんら現実的でない。だから人間は本来の性質からいえば、社会的動物といわねばならぬ。オランダ国内において、これまでよく不和や反乱がおこったが、だからといって国家そのものを廃止したことはなかった。ただその形態（かたち）を変えただけである。人間は法的共同体を離れては暮らしてゆけぬという。

三木はいう。この意味で、人間の存在の社会的規定から、国家の存在は自然的に従ってくると。国家は自然の外そとに立たない。国家はどこまでも自然的な全体である。ここでかれはホッブスを引いている。

——動物にあっての一致は、自然の業わざ（行為）である。人間のあいだの一致は、人為の業（ひとのしわざ）であり、諸契約の結果である。三木によると、ホッブスは国家を法律的、規範的（規則的）に構成したという。かれは自然状態と社会状態とのあいだに絶対的な区別をおいた。

スピノザにとっての国家とは、どういうものか。

かれにとってそれは単なる法律行為の結果成立したのではなく、一つの自然的なものという。かれは国家を法律的、規範的に組み立てようとしたのではない。かれがくわだてたのは、国家が生れるおおもと、その自然的基礎を、人間の共通的本性や状態からみちびき出すことであった。

だからスピノザにおいて、「契約」なる語がみいだされても、ホッブスにおける中心的位置に立つものではなく、副次的意味として捉える必要があるという。

個人の自然権を正しく考えたばあい、それは国家生活においてなくなならない、といったスピノザの思想は、ホッブス流の国家契約説（国家は自由な個人の自発的な合意にもとづく契約によって成立するといった考え）と一致しないという。政治学において、スピノザとホッブスのあいだに見解の相違があった。スピノザによると、国家が成立するのは、力が社会的に結合したときである。しかし、このことは個人が契約行為によって、じぶんの自然権をすっかり国家に譲渡することではないという。

個人は「自己の権利のもと」にあると共に、「他人の権利のもと」にあることから、自然権は必然的に国家に移ってゆくのである。三木はヘーゲルのことを借りて、それを「ユルバーグ・グリーエン 国家への移行」とよんでいる。国家は単なる機械的産物でなく、むしろ弁証法的結果だという。国家は人為（ヒトノカガ 人間のしわざ）でなく、自然だという。それは一つの自然物（レス・ナトゥラ 人工の加わらない、ありのままの形態的事物）だという。個人の自然権は、国家によって単純に否定されるのではなく、むしろ弁証法的に否定される。すなわち肯定される。

ここまでが三木論文の第二部にあたるところである。

ついで三木は、スピノザの国家の性質（もともと持っている性格）について分け入っている。スピノザの国家論にみる——国家と個人との関係——国家の性格と機能——国家でくらすこと目的——国家の力——国家論の矛盾点——国際連盟の思想など。

三木はスピノザを引き、国家と個人との関係は、根本的に力の関係であるという。力と権力は一致するゆえに、この関係は権利の関係でもある。二人の合わさった力は、各人の力よりも大きい。結合された多数人の力は、大勢の各人の力よりも大きい。個人に対する国家の権利は、個々別々の多数人に対して結合された多数人の力と同じものである。

人間が共同の権利をもち、すべての者が一つの精神によって導かれるとき、ひとはじぶんに認められた権利以外、自然にたいしてもっていない。ひとは一般の意志によって命じられたものを遂行せざるをえず、法によってそのように強制される。国家は大勢の人が結合した結果の力である。個人の主人はじぶんではなく、国家である。だから個人は、国家にたいして「他の権利のもとに」ある。

そうであるなら、個人は国家において「自己の権利のもと」にないのであろうか。他の見地からすれば、個人は人間関係において、自己の権利

のもとにある。かれは自然状態におけるように、他人からの無制限の侵害の危険に身をさらされていない。自然人（未開人、自然のままの人間）を支配している恐怖の情念（恐怖心）は、秩序のある国家ではそれが無い。

国家は市民にその安全を保証している。個人はもはやじぶんの力にまかせられるのではなく、国家の強大な力によって守られている。だからかれは自然状態にあるもつとも強力な人間よりもずっと強力である。国民は国家との関係において、「他の権利のもとに」ある。かれの権利は、自然状態にあるときのように無制限ではない。その権利の範囲は、共同の権利によって定められている。

国家においては、国家全体の共同の権利によって、何が善であり、何が悪であるか定められる。すなわち罪過（つみ、とが）や不正（よこしま）が考えられる（判断される）。それは自然状態にあっては存在しない。それは自然法の範囲にないものである。市民法の範囲に属し、いわゆる法律に対する違反として考えられる。

しかし、三木はいう。もし国家に行動の自由というものがあるとすれば、個人の権利はないにひとしい。国家は最高の権力としてどんな法則にもしばられず、意をほしのままにするのではなからうか。もしひとがこのように考えるとすれば、スピノザによると、国家を「自然物」として考えず、空想的怪物として考えているにほかならぬという（Tr. Pol. IV, 4）。国家はそれ自身ひとつの自然物として、自然の法則をはなれて存在することができぬという。

ところである人が、じぶんの権利にもとにある或るものを、じぶんの好きなように処理できるといったとき、この権力は単に働きかけるかれの力ばかりか、その働きをうけるその物自体の性質によって決定される。たとえば、ひとがある机にたいして好きなようにできる権利をもっているも、その机をして草を食うようにする権利を有することを意味しない。

おなじように、国家はその国民にたいして絶大な権力をもっているにせよ、かれらにその本性（うまれつきの性質。本来の性質）に反することをやらせたり、我慢させたりすることはできない。国家といえども、国民の本性をうしなわせることはできない。この本性に反して、国家がその権力を行使したばあい、国家の存在そのものが危くされるであらう、と。

だから国家においては、個人の権利と共同の権利とを調和させる必要があるという。

個人の自然権は、国家のうちにおいて無くならないから、このことは国家の存続のために必要だという。そうでなければ、個人は臣民といわれず、ただのドレイにすぎない。ドレイとはなにか。ドレイはじぶんの利益だけを眼中においている主人の命令にしたがう者である。これに反

して、臣民とは一般人が最高の命令によって、またじぶん自身にとって、有用なことをなす者である。

三木はスピノザのことを引いて言明する。もし国民のすべてがドレイであるとすると、そのような国はもはや国家とよばれるに値いしない、と。国家の平和の維持が、国民の無気力に依存している国は、国家というより、むしろ荒野なのである。国民はあたかも家畜のように、ただ奉仕することだけを学ぶように指導をうけているからである。

国家生活の目的とはなにか。最上の国家とはなにか。国家の究極の目的とはなにか。

これらの点に関して、三木はスピノザの言説を引いている。

国家生活の目的は、生活の平和（おだやかな暮らし）と生活上の安全以外の何物でもない。もっともよい国家は、ひとがむつまじく暮らし、その権利が侵害されず、維持されている国のことである。国家の究極目的は、ひとを支配したり、ひとに恐怖をあたえたり、権力に従わせることではない。そうではなくて、ひとを恐怖から解放し、できるだけ安全に生活できるようにすることである。

いいかえると、生存にたいするひとの自然権をそこなく、最大限維持することである。また理性的な人間を、動物や自働機械にすることもできない。ひとの精神や身体を安全に発達させ、かれらが自由に理性を使用できるようにすることである。さらにひとがにくしみ、怒り、詭計、敵対心をもってお互い争うことがないようにすることである。

またスピノザによると、国家の目的は、じつに自由にあるという。三木はここで原文（ラテン語）を引いている。Finis reipublicae re vera リベルタス エクト libertas est. ひととは自然状態のなかで、自由であることができない。なぜならそこではひととはたえず恐怖におびやかされ、かれの自然権は幻想的であるにすぎないからである。ひとが自由であることができるのはどこか。国家においてのみである。しかもひととは理性にしたがい、かれ自身の権利と共同の権利とを一致させることができることが可能なきだけ、国家において自由である。そのときひとは、「他の権利のもとに」あると共に「自己の権利のもとに」ある。三木によると、自由とは sui juris スイ ユーリス（自己の権利のもと）と alieni juris アリヘニ ユーリス（他の権利のもと）との一致にはかならぬであろうという。

国家の力は何によってきまるのか。

それを決定するものは、国民の性質だとすると、自由なる個人から成る国家の基礎がもっとも強固であるとき、その権利はもっとも大きいという。ここで三木は、アルフレッド・エスピナス（一八四四～一九二二、フランスの社会学者。ボルドー、パリ大教授）を引き、「エスピナスがその重要な意味を認めたやうに」という。スピノザは国家をもって、それ自身個体が結合し、自然における他のどの個体とも同一の法則にしたがいが、その精神は権利の共同もしくは意志の一致であるところの一つの個体と考えたという。理性に基礎をもち、理性にみちびかれる国家こそがいちばん力があり、かつもっとも独立的である、とスピノザはいったという（Tr. Pol. V, 1.）。

こういったものがスピノザの思想であったと、三木はいい、さらにスピノザのことはを引いている。

——理性にみちびかれる人間は、じぶん自身だけに服従する孤独においてよりも、共同の決定にしたがって生活するところの国家において、より多く自由である（Eth. IV, 73）。

三木によると、ひとはスピノザの国家論が、このような思想にわかっていることに、奇異の感にうたれるかも知れぬという。ある者は、かれの国家論におけるつぎのような矛盾点を気軽に指摘しようとするという。

#### 現実主義と理想主義

存在と当為

しかし、このような矛盾の指摘が、かれの国家論をその形而上学的ないしは存在論的基礎からはなして考え、その現実主義がおうおうにして単なる経験主義、実証主義、功利主義、実用主義にひとしいものとして理解されていることに由来しているのである。

三木はアリストテレスを引用し、「国家は自然的なものである」という。それと意味を異にするにしても、スピノザにとっての国家は、どこまでも「自然物」（人工が加わらない、在りのまま形体的事物）であった。国家はなんらの当為も理想もあらわしていない。自然状態における個人の力（権利）は、絶対的に肯定されていると同時に、絶対的に否定されている。この矛盾のために、自然状態は必然的に社会状態へ移行するところがこんどは国家と個人とが対立することになる。この対立は個人や国家が理性的（道理にしたがって判断したり、行動する）になるまで調和しない。個人が情念にしたがって生活しているかぎり、また国家が恐怖や希望といった情念に訴えて支配をつづけるかぎり、この対立はつづく。

個人の権利と共同の権利は、理性的であるとき一致する。スピノザは、「自己の権利のもとに」と「他の権利のもとに」との関係を、国家間の関係に適用した。自然状態における人間が、お互い敵であるように、二つの国家は自然上敵である。国家は自己のために計画し、他からの圧迫から身をまもりうるかぎり、「自己の権利のもと」にある。また他の国の力をおそれるあまり、自国の意志の遂行がさまたげられたり、自国の存続、成長のために助けが必要とするかぎり、「他の権利のもと」にある (Tr. Pol. III, 12.)。

自然状態における人間が、国家を形成するにいたるように、国家は国家連合をつくる傾向をもっている。多くの国が平和条約をむすべば、他の国を恐れる心配もなくなる。いいかえると、国家間の戦争がすくなくなるが、平和の諸条件をより多く維持する必要がある。すなわち、よりすくなく「自己の権利のもと」あることになる。三木によると、ここにスピノザの国際連盟の思想やカントの永久平和の思想が、先どりされているのを見ることができるといふ。また国際法が、各国の法律よりも上位にあることを認められるという。

三木がみるところ、スピノザの基礎づけのやり方は、カントよりも多くの点でストア (学派) に似ているという。汎神論的基礎に立ったストアの古典的な自然法 (自然を根源として成立したもの) の概念は、西洋における最大の汎神論者スピノザにおいて復活されたとみなしうるといふ。また哲學家は、スピノザの情念論とストアの情念論に類似点をみとめた。が、ストアは世界市民主義におわったが、スピノザはヘーゲルの立場に接近していたとみるべきという。

三木はフリードリヒ・マイネッケ (一八六二—一九五四、ドイツの歴史学者。シュトラズブルク、フライブルク、ベルリン大教授を歴任。国民主義と世界主義の関係、国家の本質、近代的歴史感覚の成立を総合的に研究した) を引いて、つぎのようにいっている。

何よりもまず国家が生きねばならず、そして国家倫理——それをひとはスピノザから読みとることができる——は、個人の機械的な見方と全体的な見方は統一されなかったために、

一方では極端な機械論

他方では無世界論\*

\*ヘーゲルによって有名になったもの。

といった非難をうけねばならなかったという。

ここまでが三木論文の第三部である。この問題をもうすこし追求したのが、つぎの第四部である。

スピノザは国家論をみちびき出すとき、理性によらず、情念によった。なぜなら、大多数の人間は、ふだん理性によらず、情念の命ずるまゝに生活しているからである。だからかれは理性を非現実的なものとしてしりぞけた。

三木のみるところ、情念は国家の自然的基礎である。スピノザは情念を二重に評価したという。

一方では、人間の無力

他方では、自然の共通の力、自然の必然性と徳

として。

(Eth. III, praef.)

三木はスピノザの二重性に関して、デイルタイ、コーヘン、カメーラーの語を引き、つぎのようによんでいる。

デイルタイ 両面性 (Zweiseitigkeit)

コーヘン 両義性 (Zweideutigkeit)

カメーラー 二重の因果 (doppelte Kausalität)

国家の自然的基礎をなすと考えられる人間の情念倫理にたいして優越を有する、と。スピノザはヘーゲルの序曲であったという。三木がみるどころ、スピノザは「社会」と「国家」の概念を厳密に区別せず、ましてや「身分」や「階級」というものを配慮しなかった。かれの国家論は、現実主義と理想主義との混ざるとみられるという。なぜならかれに歴史的、發展的、段階的な考え方が欠けていたからだという。

三木はスピノザ哲学の機械論的な見方（すべての現象を機械的な法則で説明しようとする）にふれている。一般にかれの哲学は、機械論的であるといわれているという。三木はここでクローノー・フィッシャー（一八二四〜一九〇七、ドイツの哲学者。イエナ、ハイデルベルク大教授。カント哲学の研究をへてカントに帰り、新カント派興隆に貢献した）を引いて、「スピノザは国家にたいして、メハニカー（正しくはメヒャーニカー *Mechaniker*）として対する」と論じたという。スピノザにそのような面があることをじゅうぶん認める必要があるにせよ、問題はそれだけで片づけられぬという。もしひとが多少注意深くあれば、スピノザ思想のいたるところに、全体性の思想がふくまれていることに気づくはずだという。

三木によると、スピノザの『短論文』（『神・人間および人間の幸福に関する短論文』一六五〇？〜一六六〇年）を特色づけているものは、全体的な見方である。スピノザは同書において、実体（不変の本質的存在）を、全体として規定した。三木はこの実体のことを概念的抽象としての、一般的存在——能産的自然（宇宙に存在するすべてのものを生みだす源泉）としてとらえず、所産的自然（*ナトゥラ・ナトゥラ*）（万物が生みだされた結果としての総体）として考えている。スピノザにおける、恐怖、希望、しつとなどは、かれにしたがえば、受動的な情念（*パッシヴネス*）であった。人間がこのよ

うな性質をそなえているのは、かれが自然の一部であり、自然との連関（物の因果的連鎖）のうちに差しこまれているからである。人間は有限なるもの——または、個物、個体（*インディヴィデュム*）として、因果的連鎖のうちに立っているという。三木はスピノザの『倫理学第二部 定理四十五』を引いて、現実的に存在する個物の観念は——神の永遠かつ無限の本質を必然にふくむといった命題にふれている。すなわち、個物に賦与されている存在の本性、個物の存在そのものについて語っている。二重の意味における存在は、

果 一方では永遠かつ無限なる神のうちにおける存在、他方では有限かつ時間的なる現実に対応して、いはゆる二重の因果——無限なる因果と有限なる因果

とに区別される。

三木はスピノザの神について語り、それは *An sich*（それ自体）にとどまらず、*Für sich*（それだけで、一人で）に転化（変化）しなければならぬという。即自（それ自体）のイデーは、ヘーゲルにあっては、自己の他者としての「自然」となるという。

三木はついで、スピノザの存在論——アリストテレス的またはスコラ的存在論、身体と精神との関係にふれたのち、むすび、へとむかう。三



オランダの地図

木によると、スピノザの国家論は、単なる機械論にとどまっていな。それはヘーゲルの「序曲」とみられる面があった。両者のちがいは、程度上のものでなく、そこに質的な転化（他の状態、ものに変化すること）が存在したという。スピノザの国家論は、個人から出発するかぎり、すなわち有限なる因果の方面から出立するかぎり、神にたいする個体の世界的相対的独立性をいっそうはっきりと説明しておく必要があったという。そのためには弁証法的思惟が必要であった。が、機械論以上に多くできることができなかった。

スピノザのこのような自然法思想は、かつてストアの自然法思想が、その当時の社会にたいして革命的意義をもっていたように、かれの時代にたいして同様の意義をもっていたことをもって満足すべきであろうという。三木論文はここでおわっている。

## 二 スピノザが生きた（オランダ低地諸国）時代

三木が、「スピノザに於ける人間と国家」と題した論文において目ざしたものは、スピノザの『国家論』がもつ意義——人間と国家とのかかわり（関係）を人性学（人間学）の面から切りひらき、考察することであった。人間に本有の「諸感情」は、人性学の構成要素の一つでもあった。

三木のこの論文を理解するうえで、スピノザが生きた当時の時代背景——オランダの国内事情を知っておく必要がある。スピノザが生まれ、生きた時代は十七世紀であり、当時いまわれわが「オランダ」とよぶ呼称はなく、正式の国名は「ネーデルラント」（低地諸国——*Nederland*または *Nederduitschland*）といった。ちなみにドゥーフハルマの『和蘭字彙』は、*Nederland* を「業謁埒尔蘭杜」と訳している。この漢語訳は、ルビがないととても読めないが

「子ーデルラント」とよませたものである。オランダがベルギーと合併してネーデルラント王国をつくったのは十九世紀のことであった。スピノザが自著につけたタイトルは、'Tractatus Politicus'である。これをわが国では「国家論」のほか、「政治論」とか「政治的論文」と訳している（畠中）。が、このラテン語の原意は「国家経営論」にちかい。オランダは、ローマ時代——フランク時代——ブルゴーニュ公家の時代——ハプスブルク家時代——スペイン領時代といった風に、多難な対外関係のなかで、ときの強者に服属し、支配をうけながら生きぬいてきた。

スピノザの時代（1632〜77）、一般のオランダ人は「国家」という一般的な概念をもっていなかったようだ。ネーデルラントの、各都市、各州は、少数のブルジョアや貴族らが支配するところであった。ヨーロッパにおいて国家が生まれたのは、十六世紀以降のことである（中村哲）。十六世紀中葉、ネーデルラントの北部七州（民主主義的共和制）は、スペインのカルロス一世（一五一九〜五六在位）の圧制に抗して、スペインからの独立を宣言し（一五八二年）、オラニエン侯家の者を代々の総督とした。宗教的には、北部は新教徒、南部は旧教徒が多い。

スピノザの最晩年、ネーデルラントの連邦議会を構成した支配政党は、つぎの二つであった。

民主的な君政党（オラニエン党）——世襲の総督オラニエン侯の君主的専権のための王制をめざした。これに帰属する者は、旧貴族・僧侶・農  
民・一般大衆である。  
政 党  
貴族的な共和党——家からのよい資本家・大商人・中産階級の代表からなる政党。各州の伝統的独立主義をかかっていた。

注・篁<sup>たか</sup>実著『スピノザ』弘文書房、昭和11・2を参照。

共和党時代の国政の指導者は、ヤン・デ・ウィット（1625〜72）であった。愛国主義者、共和主義者のかれば、ドルトレヒトの名門の出であり、一六五三年二十八歳で国務長官となり、以後二十年ちかくその地位にあった。この間二度のオランダ・イギリス戦争を指導した。一六六八年フランスのルイ十四世は、スペイン領ネーデルラント *Het Spaansch Nederland* ——すなわちフランドル（いまのフランス北西端からベルギー西部にかけての地方。羊毛工業地域）への侵入をくわだてたため、デ・ウィットはイギリス、スウェーデン、ネーデルラントの間で三国同盟をむすびフランスに対抗した（一六六八・一・一三）。

フランドル侵入に失敗したルイ十四世は、一六七〇年イギリス王チャールズ二世と密約をむすび、ネーデルラントの分割を策した。一六七二年フランスとイギリスは、共同戦線により、ネーデルラントに侵入してこれを脅かしたので、国民は堤防を破壊し、水門をあげて抵抗した。このとき全国土が水びたしになった (T. C. Gattan: *The History of the Netherlands*, 1914, p. 305)。またネーデルラントを破滅の窮地におとしいれたのは、デ・ウィッテ兄弟のせいにされた。ヤンは君主党 (オラニエ党) から国家の謀反人とみられ、兄のコルネリスはオラニエ侯の暗殺をもくろんだとされ、二人とも暴徒によって虐殺された (G. Edmundson: *History of Holland*, 1922, p. 256)。スピノザはデ・ウィッテと親交があり、その死を知って慟こくした。

スピノザの壮年期のネーデルラントの政治風土や国際環境は、いまのべたようなものであった。かれが『国家論』を書くころと思いたち、それに着手したのは、かれの経済的な後援者ヤーラッハ・イエレス (? ~ 一六八三、アムステルダムの香料商人) の勧めによるものであった。スピノザは最晩年にハーグでくらし、パヴィリューン河岸の下宿の屋根裏部屋で、『国家論』の執筆にはげむのだが、しごとに取りかかったのは、一六七五年の秋ごろであり、亡くなる一六七七年二月にいたるまでの約一年半、それに精励したが未完におわった。

スピノザは『国家論』をラテン語でかき、死後出版の『スピノザ遺稿集』(原文はラテン語、一六七七年十二月刊。B. d. S. OPERA POSHUMIA) に収められた(二六五~三五四頁)。こんにちわれわれがこうした古典を日本語でよむことができるのは、小尾範治や斎藤响<sup>なほ</sup>、島中尚志<sup>なほし</sup>といった先学の訳業のおかげである。

いま島中訳『スピノザ 国家論』(山岩波文庫、平成25・1)の目次をのぞいてみると、本書は第一章から第十一章までである。原文には「章」とその内容をあらわすくわしい「索引」がついているが、どういふわけか島中訳では、訳者が便宜的に付した「見出し」が、つけられている。おそらく、読者のことを考えて、原意を改変したものであろう。

第一章(七節)……原文には*	CAP. I. Introduction.	第一章 序説	(島中訳では) 序論
第二章(二四節)……	CAP. II. De iure naturali.	第二章 自然権について	自然権について
第三章(一八節)……	CAP. III. De iure summorum potestatum.	第三章 最高権力の法について	国家の権利について
第四章(六節)……	CAP. IV. De negotiis publicis.	第四章 国家のつとめについて	最高権力の所管事項について

\* CAP. はラテン語で *capitulum* (「章」) を意味する。

第六章から第十一章までは、君主国家・貴族国家・民主国家についてである。三木論文とのかかわりで重要と思われるのは第一章から第五章あたりまでである。

ネーデルラント人(オランダ人)は、主権と独立制をもった州の住民であったから、国家の民といった観念(概念)をもつことがなく、持ったとしても希はくであったと思われる。こんにち国や国家に相当するオランダ語には、つぎのようなものがある。

Staat<sup>スタート</sup> …… 国家 国 州  
 Natie<sup>ナシー</sup> …… 国家 国民 民族  
 Rijk<sup>レイク</sup> …… 国家 王国 領土 君主

これらの語が生まれたのは後世——十八世紀ごろのことと思われる。ちなみにフランソワ・ハルマの『蘭仏辞典』(Woordenboek, Den Nederduitsche en Fransch Taalen door François Halma, アムステルダムとウトレヒトで一七二九年に刊行)には、つぎのような見出し語がかかげてある。

Staat. z. m. land, koningryk,

(いみ) 国家 国 帝国

ryk. z. g. koningkrÿk ryksgebed.

Het Roomsche rijk.

《いみ》 国家 国 帝国 王の国土

ローマ帝国

またこの辞典の翌年に刊行されたピーター・マリンの『蘭仏・仏欄大辞典』〔第二版〕(*Groot Nederduitsch en Fransche WOORDENBOEK, Grand DICTIONN AIRE Hollandais & François, ウトレヒトとアムステルダムで一七三〇年に刊行*)には、つぎのような見出し語がかかっている。

**STAAT. Regering, Ryk.**

《いみ》 国家 統治 帝国

**RYK. Koningryk, Staat.**

《いみ》 国家 国 王国

いまスピノザの『国家論』の第一章から第五章までの叙述の骨子(要点)をかいつまんで記すと、つぎのようになる。スピノザの『国家論』は、ある日突然に筆をおこしたのではなく、そのきざしは、部分的に『倫理学』(一六六二―一六五五年)や『神学的・政治学的論文』(一六七〇年)にみられるものであった。

### 三 スピノザの『国家論』の構成の概要

#### 第一章

この章の冒頭の文章は、われわれ人間が悩まされる諸感情についての哲学者の考えをのべたものである。人が諸感情に悩むのは、罪を犯したかも知れぬと考えるからである。哲学者らは、自責の念にかられた人間をこばかにするという。

スピノザが国家学について思考をこらそうとしたとき、かれは何か新鮮味がある事柄、何か未聞の事柄を説こうとしたのではなかった。かれの念頭にあったのは、実践（じっさいの情況においてみずから行動すること）ともっともつりあう事柄を、たしかな疑いの余地のない理論を用いて証明することであった。また国家学を人間の本性の状態から導きだすことであった。人間の諸感情（愛、にくしみ、いかり、しつと、名誉心、同情など）は、ひとの本性に属する諸性質でもあり、一定の原因をもつ必然的存在であった。スピノザはその諸原因を通して、人間の本性を理解しようとした（第四節）。

人間の性向（性質の傾向）とはなにか。

ひとはさまざまな感情にしがっている。その性情（性質とおもい）は、不幸なる者をあわれみ、幸福なる者をねたむようにできている。同情よりは復しゅうに傾くようになっている。ひとは他のひとがじぶんの意向にしたがって暮らすことを求める。じぶんがよしとして認めるものを人がみとめ、またじぶんが排斥するものを人が排斥することを求めている。

宗教は隣人愛、他人の権利の保護をおしえるが、感情にたいしては大きな効果はない。理性は感情を制御したり、調節することはできる。が、ひとが理性のおしえ、理性の掟にしたがって生活できるとしたら、それは妄想（キメラ）である。（第五節）。

安定した国家とはなにか。

政治家の信義（約束、つとめを果す心）や正しい政務の遂行いかんによるような国家は、安定したものとはいえない。国家が永続するには、国事（国家に関係あることがら）が整えられている必要がある。政治家は理性や感情にみちびかれるにせよ、かれらが信義にそむいたり、邪悪な行動をとれぬように国事が整備されていなくてはならぬ。要は正しい政治がおこなわれればよいのである（第六節）。

けっきょく人間というものは、野蛮人や文明人たるを問わず、いたるところでお互い結合し、国家状態をつくる。国家が起るもととその自然的な諸基礎は、理性の教えの中に求めるべきでない。むしろ人間に共通する本性もしくは状態から導きだすべきである（第七節）。

ここまでが第一章である。

## 第二章

もろもろの自然物を存在させ、かつ活動させる力は、神の永遠なる力そのものである。このことから自然権とはどういうものか容易にわかる。なぜなら神は万物にたいして権利をもっており、神の権利は絶対に自由なるものとして考えられるかぎり、神の力そのものにはかならない（第三節）。

自然権（自然法）とはなにか。

スピノザの解釈によると、それは万物を生起させる（発生させる）、自然の諸法則もしくは諸規則である。いいかえると、自然の力そのものである。各人がじぶんの本性の諸法則にしたがって行動することは、すべて最高の自然権にしたがって行動していることである。また各人は力がおよびかぎりの権利を、自然にたいしてもっている（第四節）。

人間は理性よりも盲目的（分別を欠いた）欲望クビティクテに導かれることが多い。だから人間の自然力すなわち自然権は、理性によってでなく、人を行動に駆りたて、自己保存に努めさせる衝動によって規定されねばならぬ。人間はもっぱら自然の諸法則、諸規則にしたがって行動している。つまり自然権によってのみ行動している（第五節）。

人間の精神は、何らかの自然的な諸原因によって作られたのではなく、神がじかに作ったものであり、他の諸物からまったく独立している。自分じしんを決定し、理性を正しく使う絶対の力をもっていると考える者が多い（第六節）。

人間は他の個物（個々に独立し、存在するもの）と同じように、できるだけ自己の存在を維持することに努めている。人間と他の個物とのあいだに、何か違いがあるとしたら、人間が自由意志をもつといった想定からである（第七節）。

各人が他人の力のもとにある間は、他人の権利のもとにある。あらゆる暴力を排除し、じぶんに対する加害を自己の考えに従って復しゅうしようとするとき、自己の権利のもとにある（第九節）。

スピノザがいう、つぎのことばの意味・内容とはなにか。

相手をしぼり、武器および自衛・逃亡手段をうばったとき。相手に恐怖の念をおこさせたときをいう。相手になさをかけ、じぶんになびかせ、相手の考えによって生きようとしたとき。しかし、相手から恐怖「自己の力のうちに」あることの意とは……の念や希望がうせたとき、相手はふたたび「自己の権利のもと」に立つ（第一〇節）。

精神が理性を正しく用いることができる間をいう。理性にもっともすぐれ、理性によってもっとも導かれ  
たときをいう（第一一節）。

人間は諸感情にとらわれ、互いに対立する。人間は多くをなすに従って、他の動物よりも奸智にたけ、人をあざむくようになり、恐るべき存在となる。人間は本性上おたがい敵である（第一四節）。

自然状態において、各人はじぶんを他の圧迫から防ぐことができる間だけ、「自己の権利のもと」にある。人間は相互の援助がないと、生活をささえ、精神を養成することがほとんどできない。人類に固有な自然権が考えられるのは、どのようなときか。

それはひとが共同の権利をもち、居住し、耕しうる土地を手に入れ、じぶんを守り、あらゆる暴力を排除し、万人が共同の意志に従って生活できるときである（第一五節）。

統治権 民主政治 貴族政治 君主政治について、スピノザは、つぎのようにいっている。

統治権とは、群衆の力によって規定される権利をいう。統治権をもつ者はだれか。共同の（ふたり以上の者の）意志にもとずき、国事の配慮をなす者。すなわち法律を制定したり、それを解釈し、廃止したり、都市を守ったり、戦争や平和の決定に心をくだく者がにぎる。民主政治とは、すべての民衆から成る会議体に、その配慮が属するときの統治である。貴族政治とは、その会議体の若干の代表者から成るときである。君主政治とは、国事の配慮、統治権がひとりの手中にあるときである（第一七節）。

自然状態においては、罪というものが存在しない。もしだれかが罪を犯すとすれば、それはじぶんに対して犯すものであり、他人に対して犯すのではない。なぜなら自然権（自然法）によると、じぶんが欲しないのに、他人の意に従う義務はなく、じぶんの考えで善悪を認める以外、それらを認める義務がないからである。たいがいのひとは理性ではなく欲望にみちびかれている。が、ひとは自然の秩序を乱さず、かえって必然的に

それに従っている（第一八節）。

罪というものが考えられる所はどこか。罪とはなにか。罪を犯すときはどんなときか。これらについて、スピノザはつぎのようにいっている。罪が考えられる唯一の場所は、国家である。そこでは共同の権利「法」によって、善と悪とを決定する。罪とは権利としてなされないこと、法律によって禁じられることである。また罪とは健全な（異常がない）理性の命令に反してなされる行為である。理性がわれわれに教えるものは、道義（人のふみ行なうべき正しいみち）、おだやかな善良な心もちである。それが可能なのは、国家においてのみである。純心さをもって神を愛する者は、神に服従し、盲目的欲望にみちびかれる者は、罪を犯すのである（第一九節～第二二節）。

ここまでが第二章である。

国家状態 国家 国事 国民 臣民 などについて考察したが、第三章である。

国家状態とは、統治の状態のことである。統治の全体（*integrum corpus*）を国家とよぶ。（注・帛中訳では *integrum corpus* の句が、ぜんたいく全体軀くとなつている。軀は、からだ、の意である）。国事とは統治権にぎつた者の指導にたよる共同の政務（政治上の事務）のことである。国民とは国家のすべての恩恵をうける者の意である。臣民とは国家の諸規定やもろもろの法律に従うことを義務づけられた人間のことである。

国家はまた最高権力であり、大多数の精神によって導かれ、決定される自然権そのものである（第二節）。臣民が国家の力やおどしを恐れたばあい、国家状態を愛するかぎりにおいて、「自己の権利のもと」というより「国家の権利のもと」にある（第八節）。

国家状態の目的とはなにか。スピノザによると、それはおだやかな生活と安全とにほかならない。そしていちばんよい国家とは、どういうものか。それは法がまもられ、維持される国をいう。反乱や戦争がおこったり、法律をないがしろにしたり、それを犯したりするのは、臣民の悪性によるものではなくて、正しくない統治状態のせいである（第五章 第二節）。

ここまでが第五章である。

何びとも孤立しては、じぶんを守る力、生活上必要なものを得ることができぬから、だれもが孤立にたいする恐怖心をもつ。だからひとは本性上国家状態をもとめ、それを解消することはない（第六章 第一節）。経験上、いっさいの権力を一人の人間にゆだねるのが、平和裡になかよく

くらすのに有益であるようだ。国民国家すなわち民主国家ほど、長続きしなかったものはない。民主国家は反乱も多かった。しかし、もし隷属・野蠻・広野を平和とよぶとすれば、人間にとって平和ほどみじめなものはない（第四節）。

統治権をにぎる者の任務（つとめ）は、つねに国家の状態と事情を知ることである。万人の福利（幸福と利益）に目ざめ、大多数の臣民のためになることを実行することである（第七章 第二節）。

## むすび

戦前の旧制高校生や大学生のなかには三木ファンがいて、かれのことを「三木 清」とよんでいたらしい（生田 勉「思い出」）。またその風貌は写真などによってかなり世間に知られていたようだ。三木の弟・繁（旧制姫路高校から京大哲学科卒）は、何かの用で東大へいったとき、清とみまちがえられ、イチョウの並木道で学生からおじぎをされたことがあった、と筆者は本人から聞いた。三木の著作には、あるはっきりとしたスタイルがあって、それはなかなか魅力的である、と後年の東大教授・生田 勉は、「思い出」のなかで書いている。

書き手の考え（思想）は、ふつう当人がかいた文体によって表現されるのであるが、三木が書くものを高く評価する者がいる一方で、よくわからない、つかみどころがない、と低く評価する者もいる（橋川文三「どうどうめぐりの感想」）。法政で同僚であった戸坂 潤などは、「三木は立派な一個の文章家である。その文章は非常に整っているし、文献上の連想を伴いながら、概念を使っているから、見る者が見れば含蓄も多い」と、大むね好意的な評価をくだしている（戸坂 潤「三木 清氏と三木哲学」）。

しかし、他方において、三木は修辭法（レトリック）の妙手でもあり、それに毒されていたことも事実である。筆者は三木の著作の一部しかよんでいないので大言を吐くことはできぬが、その述作はよみやすい、理解しやすいエッセイ風のもの、評論や哲学論文のように難解なものに二分されるようだ。後者のものは、一行一行半解のま、（中途はんばな理解のまま）、つまづきながら読みすすむものである。結果において、よくわからず、雲をつかんだような印象しか残らぬものである。内容の一部だけがわかり、全体像がよくわからぬといったあいまい模糊さが、三木の「スピノザに於ける人間と国家」の読後感であった。いいかえると、山のふもとだけがよくみえて、頂上がよくみえぬものであった。古典のさわり集の要約をよんだような印象しか残らなかった。

なぜなら三木論文を構成しているものは、小さなテーマ（題目）の集合体であり、それが複雑に入りまじり、かつからんでいるために、大きな

筋道が立たず、議論の大きな流れや一貫性がみられないからである。それがかれの論文をわかりにくくしている理由の一つと考えられる。

三木のくだんのスピノザ論は、中野区宮前町二十四番地において書かれた。昭和七年（一九三二）七月に岩波書店から出版されている。が、これはいつ論文の執筆を開始し、いつ書きおえたのか不明である。三木論文は、活字に組んで約四〇ページ、原稿用紙にして七、八〇枚位のものであろう。三木はしごとが早かったと想像される。必要とする西洋文献（洋書三五七七冊——三木文庫）はだいたい手元にあったから、迅速にしごとを片づけたものであろう。かれは二年前の昭和五年（一九三〇）五月、「プロレタリア科学」で知った小川信一にたのまれて渡した金が、日本共産党の資金だという嫌疑で検挙され、のち豊多摩刑務所に収監された。このため法大教授の職をしりぞいた（三十三歳）。

出所後、著述により生計をたてた。昭和七年十一月、懲役一年、執行猶予二年の判決をうけた。昭和九年（一九三四）学校当局は、社会情勢の推移を理由に、三木の復職を文部省に内申した（内々に申しのべた）。本学の代表が赤間専門学務局長を訪ね、指示を乞うと、「もうすこし遠慮しては……」といった回答をえた。文部省は色よい返事をしなかったのである。ここにおいて文学部教授会の昭和七年の決定が保留されるに至った（「三木氏復職問題」『法政大学新聞』昭和9・6・15付）。

三木がスピノザ論を執筆する前後の身辺状況は、このようなものであった。また昭和初期の日本の資本主義社会は、不況のどん底にあり、昭和六年（一九三一）には満州事変が勃発し、時代はファシズム（独裁的指導体制）へと傾斜しつつあった。ひとは生きる目標がわからぬまま、天皇制絶対主義の不安な社会のなかで、息をころして生きていた。

### 三木 清の方法。

三木は研究対象の精神や本質をてっかくにつかむと、あとでそれを構成し、再現することにすぐれた能力を発揮したという（波多野精一「三木清君について」）。三木がスピノザ論を完成させるまでの工程は、およそつぎのようなものであったと考えられる。

第一段階（設問）……………何について書くか、頭の中でテーマをきめる（設題）。仮定された問から導びきだされる答は、あるていど初めからわかっている。のち執筆を開始。

第二段階（問題の布置）……大きな問題を中心にすえ、ついで小さな問題をそれぞれの位置に配する。

第三段階（論証）……論拠や関連性をしめすために、諸家の説を引用する。このときあれもこれも引用するため、おのずと当初の中心的な論点  
がぼやけ、叙述が錯綜し、読者をつかれさせる。より道、回りみちが多いと、文脈が冗漫になる。論旨がみだれる。

第四段階（帰結）……結論は明確な印象をあたえない。第一それがあのか無いのかもはっきりしない。設問にたいする回答になっていない。

三木論文の胚胎（身ごもり）から、生育、完成までの過程は、樹木の成長に似ている。大きく育った幹（木のふとい部分）は、枝や葉をつける。幹を「大きな中心的な論題」とすると、枝葉は「小さな題目」である。

三木がこの小論において目的としたものは、それまでスピノザの「国家論」についておこなわれてきた考え方、評価をいさか正すことであつた。これが、三木の本旨であつた。三木論文には「章」が設けられていなく、それに代わる数字（一、四）が付いているだけである。これは論文の冒頭において、スピノザが『国家論』において意図したものは——人間的本性の状態から国家論を導きだすことであつたとのべている。この一文は、『国家論』の第一章 第一節から引いたものである。人間的本性の状態が意味するものは、人間がもつさまざまな感情や情動 affectus である。

### 三木論文の中味の概要。

三木はラテン語の affectus を、情念と訳している。が、この情念は、人間学（人性学）を構成する主要部分の一つであつた。三木はこの  
あと、——

人間学の一般的性質

『倫理学』との本質的関連において『国家論』を理解することの必要性

自然法 自然権といった『国家論』の重要な内容

『国家論』の現実的な特徴

スピノザが『国家論』において意図したもの——ヘーゲルとの関連

などにふれるのだが、このときデイルタイ、マキアベリ、ヘーゲル、カント、フィヒテ、ホッブスなど、断片的なものであるが、諸家の言説を引用している。

ここまですが第一部に相当するところである。

ついで三木は、つぎのようなものを論題としている。

精神科学の自然的体系にとつての根本命題

スピノザの自然法（理性の法）の概念

人間がもつ自然権の概念

「自己の権利のもと」「他人の権利のもと」が意味するもの

スピノザにとつての国家のいみ

このときホッブスやヘーゲルを引いている。ここまですが第二部に相当するところである。

つぎに三木が論題としたものは、

スピノザの国家論にみるもろもろの性格

である。このときかれは、スピノザ、エスピナス、アリストテレス、マイネッケ、ヘーゲルなどの説をひく。ここまですが第三部である。

三木はさらに第四部へと論をすすめ、

スピノザが国家論をみちびき出すとき、理性をしりぞけ、情念を採用したことの理由

スピノザ哲学の機械論的、全体的な見方

スピノザの神、スピノザの存在論

などにふれたのち、論をおえる。そのまえにスピノザ、ディルタイ、コーヘン、カメーラー、フィッシャー、アリストテレス、ヘーゲルなどの名にふれたり、その学説を引いている。

結論は、およそ結論らしからぬものである。なによりも、それがいいのか無いのかもはっきりしない。帰結は前提からみちびき出された判断を書くものであるが、三木はわき見したまゝ、終ったような気がする。つまりしり切りとんぼ（物事が途中で切れ、あとがつかない）のような印象をあたえる。

いままで述べたものが、三木の「スピノザに於ける人間と国家」の構造についてのあら筋である。かれはこの論文を書くために当然のこととして、スピノザの『国家論』をよむ必要があった。邦訳としての畠中訳『スピノザ 国家論』の文庫本の初版が岩波書店から刊行されたのは昭和十五年（一九四〇）十二月のことであるから、本稿執筆時にかかれはそれを参照することができない。

すると、三木は原書（ラテン文）をよまざるを得なかったことになる。かれのラテン語やギリシャ語、フランス語はほぼ独学であった。三木が用いた原書は、カルロス・ヘルマヌス・ブルーダーが編み序文を付けた——*Benedicti de Spinoza Opera Quae Supersunt omnia*（『ベネディクトゥス・デ・スピノザ 遺稿のすべて』第二巻、ステロ版Ⅱ鉛版印刷、ドイツのクリスティアン・ベルンハルト・タウフニッツ社、一八四四年刊である（三頁の写真のみよ）。この中におさめられているのは、

Tractatus de intellectus emendatione 「知性改善論」一六七七年

Tractatus politicus 「政治論」または「国家論」一六七七年

Epistolae 「書簡集」

の三篇である。編者の序文は、四五～四六頁まで。索引は四六～五〇頁まで。ついで第一章の序論 (Cap. 1. Introductio) から第十一章 (Cap. XI. De democratia) までがつづく (五一～一三六頁)。

おそらく三木は、この論文をすみからすみまで読まず、必要なところだけをひろい読みしたものであろう。かれの本のよみ方は、体系立ったものでなく、ぞんざいなものであった。かれはみずから「ずいぶん勝手な読み方をする」と語っている。すこし読んでみて、おもしろくないとやめる。はじめから読んだり、途中から、あるいはおわりから読んだりする。本をよむときの場所や時も一定していない。机にむかって読んだり、立って読んだり、あるいは寝ころんでよむ（「私の読書法」）。

清と同居していた繁によると、清はくわえタバコでよく洋書をよんでいた、と筆者に語った。三木がよんだと考えられるタウフニッツ版（貴重本）をみると、書き込みなどは一切なく、紙面はきれいなまゝである。他の書物のばあい、ごくたまに原書に書き入れをすることがあるが、それはエンピツで

横組みの原文下に……横線を引いたり

紙面の余白に……縦線（——）を引いたり

するていどである。かれは本に書き入れをし、汚すのを好まなかった。三木が書き込みをしなかったには理由がある。第一次世界大戦のとき、外国本の輸入がとまった。そのため学校の研究室にある本を利用せざるをえず、書き入れはできなかった。このとき本をきれいなまゝにしておく習慣がやしなわれた。

また他日、ひとがじぶんの本を使うことを考え、なるべくきれいな状態に保っておきたい気持ちから出たことであった（「私の読書法」）。

しかし、古典語の学習は、辛気くさいしごとである。ものをいうのは、根気と記憶力である。複雑な活用変化を一つずつ覚えねばならぬ。ことばに対する愛情と根気がないと、とてもつとまらない。たいていの者は、学校でうわつらを買ったとしても、その学習はながくつづかず、困難におされ、途中で放棄する。またつづいたとしても、さいごに投げだすのがふつうである。しかし、三木は語学の才にめぐまれていたようだ。辞引をひき解読できるまでになった。そのラテン語は、おそらくはじめは日本人が書いた入門書（フライヤー）に目をおしたものであろう（三木文庫には、ラテン語の語学書、辞引はない）。マールブルクに留学中、ハイデカー教授の講義（ゼミナールのことか。このとき用いたテキストはアリストテレスの『自然学』か）によって刺激をうけ、その哲学的論文をラテン語の辞引をたよりによみだした。するとそれを知って下宿していた家の主人（牧師）が、アオグスティヌスの『告白録』もいっしょに読んでくれたという（「読書遍歴」）。ラテン語をよみ解いてくれる者がそばにいただけでも、三木は幸運であった。

けっきょく三木は、じぶんが提起した問題——従来のスピノザの国家論についての研究上の誤りを多少是正すること——をなしたのであろうか。

この点になると、筆者の読みちがえか、読みの浅さのせいか、否定的にならざるをえない。三木ははじめに論証されるべき命題（テーゼ）をしめすが、答えはかならずしも論証や証明になっていない。じっさいはスピノザの国家論の特色、づけ、納得、づけにおわっただけではなかったのか。かれが諸家を引っぱり出してきたのは、自説をもっともらしくみせるためであったり、脈絡があるように装うためであったりではないか。

かれはスピノザの『国家論』の中にあらわれている核心——「人間的本性の状態」——の研究に着目すると、それをテーマとし、いささか無理をして脈絡をつけ、押しひろげて論じただけであつたのではないか。そのため中心となる論旨は細目とかみあわず、空まわりしたようにもみえる。要するに、三木のこの論文は、論旨や考えが雑然とし、統一がなく、雑駁（ざつぱく）な印象しかあたえない。後年、かれはちょっと学問をやった者ならだれでも知っているものを論題として応用したが、それは斬新なものではなかったにせよ、一般にうけるようにジャーナリティックにこなした。

#### アラビックミックス 学者たちの三木評。

三木のほんとうの顔、かれが本領としたものは何であつたのか。なるほどかれは三高の教師をへて、京大哲学科の教官になるはずであつた。が、

女性スキヤングルのため、こと志しに反して、私大につとめざるを得なかった。それは本人にとって大きな誤算であった。かれは生前学界やマスコミの世界で、縦横の活躍をしたことはよく知られている。はじめは著作集が出、死後全集（全二〇巻―岩波書店）が刊行されるほどの多量のしごとをしたが、よほど筆がたったのであろう。かれは三面ろっぴの大活躍をして、この世を去ったといえる。しかし、仕事量が多いことは、かならずしもその人が優秀であることの証しにはならない。だいたいがまあまあのできとできの悪い作品の混交だろうからである。むかし、慶大の史学科で教鞭をとった幸田成友（しげとも一八七三―一九五四、昭和期の経済史家。露伴の弟。著作集全七巻をのこした）は、エッセイの中で、「多作はほとんどが駄作である」と書いていたのを思いだす。

いずれにせよ、三木 清は、世間では哲学者として通っていた。が、じっさいは多面的な才子であった。いま大学関係者の三木評をひろうと、つぎのようになる。

京大教授 波多野精一……（三木は）体系的思想家というより、むしろ評論家・批評家。体系家としては、ばあいによっては他人の

説の紹介に満足した（「三木 清君について」）。

（波多野の言をひいて）よい意味でのジャーナリストまたは文明批評家（坂田徳男「三木君の思い出」）。

京大関係者 法大教授 谷川徹三……波多野評に同調し、三木は本質において、思想家というより評論家（哲学者としての三木 清）。すぐ

れた独創家というよりも、すぐれた解釈家。

法大講師 戸坂 潤……発明家というより、発見家。たいていの場合、たっしやな応用家。一貫して歴史哲学者。分析家というよ

（獄死）り主張家。三木の本質は、解釈家（「三木 清と三木哲学」）。

佐藤のぶえ信衛……ジャーナリズムの文筆家。評論家としては、主義者でも運動家でもなく、一個の「批評家」（「三木 清氏

の思ひ出」『人間』第一巻第一号所収、昭和21・1）。

「理解」の人だったのである。これは同時に独創の人ではないといふ意味である（『西田幾多郎と三木

清』中央公論社、昭和22・1、八五頁）。

三木は京都の学生であったころから、名声に執着し、野心にもえていた（林 達夫「三木 清の思ひ出」）。かれはわりと裕福な家に生まれ、順境のなかで育ち、学業もすぐれていたから、大きな挫折を経験することなく大人になった。それだけに学校秀才にありがちな自信家であり、銜氣（じぶんの才を人にみせたい気持）がつよく、見えっぱりであった。ときにおごり高ぶり、ひとをいみはばかることなく批判した。その直言癖もまたかれの治らぬ病いのひとつであった。

ひとはじぶんをよりよく見せようとする気持がつよく、みずからをつくり飾ろうとする。本人が読んでもよくわからぬ外国文献をやたらと引き、注もそれらの文献でにぎにぎしく飾りたてる。本文はひとがよまぬ外国語の引用でみちあふれ、満艦飾である。艦ふねに洗すすたくものをいっばいにほしならべたようなものである。書かれたものは、およそおもしろさが感じられぬ、つまらぬものである。昨今の紀要などをみると、そのようなものが多い。

一高を出たものが、わざわざ京都の大学にきたということで評判になり、三木はまわりを意識する気持がつよかったのではないか。西田幾多郎は演習でベルグソンの『創造的進化』の英訳を使ったことがあったが、三木はいつもフランス語の原書をもってきていたという（坂口徳男「三木君の思い出」）。西田の演習はあまりおもしろいものでなかったらしい（田中美知太郎「京都での学生生活」）。人数の多い教室で、学生が順番に訳をつけていくものであり、内容もよくわからず、ただ機械的に訳語を当ててゆくものであった。学生がわけのわからぬ訳をつけ、もたもたしていると、教師も他の学生もたいくつをし、あくびが出るものであった。

西田は学生の訳を正さず、原文の説明をするわけでもなく、ただちょっと思いついたことを話すだけの演習であった。田中美知太郎や谷川徹三らは、西田の演習をとったが、やがてかれらは授業に出なくなった。三木は見えがあったから、授業中フランス語の原書をのぞいていたものか。また大正十五年（一九二六）の暮——百万遍にちかいミルクホールで、内密の話として、京大哲学科の助教授に内定した、と、まことしやかに学友に語った。が、これなども三木一流の見え、またはほら、はったりであったのであろう。

三木の人物批判は、研究会（月に一、二度のビールのみ会）、電車の中、バーなど、場所をわきまえず、不用意にどこにおいてもおこなわれた。それは各大学の有名教授の人物評論や学風批判であったり、軍人や官僚にたいする悪口であった。が、傾倒していた恩師西田にたいしては、批判はしなかったようである。しかし、新聞報道によると、かれの遺稿に未完の「西田哲学批判」というものがあり、検挙のときまで執筆していたという（佐藤信衛「三木 清の思ひ出」）。

三木は留学中、田辺 元教授によく近況を知らせている。たとえば、大正13年（一九二四）1・6（マールブルクより）、同年5・6（マークブルクより）、同年6・1（マークブルクより）、同年7・2（マークブルクより）、大正14年（一九二五）1・3（パリより）など。それらの書簡の末尾は、いつも田辺へのごきげん通りのような麗句でおわっている。例をあげると、「先生の御健康をいつも祈ってゐます」（大正13・1・6付）、「何よりも先生の御健康を祈ってゐます」（大正13・5・6付）、「いつも先生の御健康を祈ってゐます」（大正13・6・1）、「いつも先生の御健康を祈ってゐます」（大正13・7・2付）、「遙に先生の御健康を祈ります」（大正14・1・3付）。

明哲（才知にすぐれ、事理に通じた者）は、保身の術を知るといふ。口やことばは重宝なものである。おせじをいわれ、よろこばぬ者はいない。三木が田辺の歎心をくすぐるようなことばを使ったのは、将来の京大入りのことを計算のうちに入れてのことであったのかも知れない。それが駄目になると、こんどは批判する側にまわった。「西田哲学に対する批判を私は三木の口からきいたことを思い出せない。それに対し田辺先生については、私が三木の口からきいたものはすべて、批判であった」（船山信一「三木さんについて想ふこと」）。

三木の批判は、田辺ひとりにもむけられただけでなく、いわゆる京都学派にたいしても痛烈なほこ先をむけた。

### 哲学者としての三木の願望。

三木は学問に志して以来ずっともたねばならぬと、思いつづけていたものがある。

かれは学者であるためには、学問上じぶんの立場をもたねばならぬと思った。いいかえると、それはじぶんの立脚点（よりどころ）またはじぶんの哲学、のことをいっているのであろう。三木の見方によると、ヨーロッパにおいて学者とよばれる者は、つねに自己の立場をもっているという。しかし、日本の学者をみると、博識（博学）のみをもって能事おわれり（完成した）と考える風がある。が、かれはこのことをひそかに歎いた。三木はつねにじぶんの哲学を求めて歩いてきたからである（三木 清「手記」）。

いふなれば三木の哲学の旅は、死ぬまでおわらなかつた。さすらいの絵描きが、気に入ったところに歩をとめて絵をかくように、三木は人から人へと渡りあるいた。彷徨ちゅうにすぐれた人物と出会い、いつときそれに心をうばわれることはあつたが、いつまでもそこに留ることはできなかった。かれはあるときは、西田哲学に、またあるときはハイデカーの哲学に心酔することはあつたが、そこから勇敢に立ち去ることができた。

他人の哲学をいくら学んでみても、それは人のもの。万巻の書をよんでみても、しょせんそれは人のものである。三木はまたかわりみ（転身）が早かった。なぜなら「それは（その哲学は）……自分自身のものでなかったからである」（私記）。三木はひとつの哲学からつぎの哲学へと、旅をつづける哲学者であった。

三木がいつとき西田哲学の呪縛じゅばくにかかったのは、西田にはじぶん自身の哲学があったからである。日本の哲学者は、西洋哲学をただ伝授的にまなび愛好するだけで、それをこやしとして新しい哲学を創造するとか、じぶんの哲学をつくるようなことはなかった。だれもが内心西洋の名だたる哲学者にひれふし、教祖としてあがめ、劣等感をいだきながら、文献をいじくりつつ、こそこそ研究をやってきただけである。日本の哲学者は、独創性にたいする劣等感を払しょくしてくれそうな人物を、たまたま西田幾多郎の哲学にみいだし、かれを独創の権化、独創の神のようにみなした。

けっきょく三木は、じぶんの立脚点——じぶんの哲学をもつというみはてぬ夢を追いながら、あの世へ旅立った不幸な哲学者であったといえる。三木論文にみられる引用文献は、左記のようなものである。三木は論文において、Vgl. (vergleich; 参照せよ) といっている。以下、原書名とその邦訳（意識）をかかげる。

W. Dilthey: Die Funktion der Anthropologie in der Kultur des 16. und 17. Jahrhunderts, Gesammelte Schriften, II. Band

ヴィルヘルム・ディルタイ著「十六、十七世紀の文化における人類学のはたらき」

Adolf Menzel: Die Staatslehre Spinozas (Beiträge zur Geschichte der Staatslehre, 1929)

アドルフ・メッツェル著『スピノザの国家説』

Vgl. Niccolo Machiavelli: Der Fürstenspiegel, Deutsch von Fr. Oppeln-Bronikowski 1912, S. 51.

(独訳) ニコロ・マッキヴェリ著『君主論』

Vgl. Leo Strauss: Die Religionskritik Spinozas als Grundlage seiner Bibelwissenschaft 1930, S. 221.

レオ・シュトラウス著『スピノザの宗教批評』

Vgl. Hegel: Ueber die wissenschaftlichen Behandlung sarten des Naturrechts, WW. I, S. 341.

- ヘーゲル著『自然法の学問的取りあつかい方について』  
Grundlinien der Philosophie des Rechts, WW. VIII, S. 18.  
ヘーゲル著『権利の哲学の基線』  
Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie, WW. XV, S. 376.  
ヘーゲル著『哲学史講義』  
Vgl. Alfred Espinas: Die thierischen Gesellschaften, Deutsch. V. W. Schoessler, 1879, S. 31 ff.  
アルフレッド・エスピナス著『理論社会』  
Fr. Meinecke: Die idee der Staatstraision 1924, S. 273. Ebd. S. 434.  
フリードリヒ・マイネッケ著『国家的な理由の理念』  
Karl Larenz: Staat und Religion bei Hegel (Rechtsidee und Staatsgedanke, Hrsg. v. Larenz 1930.).  
カルル・ロレンツ著『ヘーゲルにおける国家と宗教』  
Dunin Borkowski: Spinoza nach dreihundert Jahren, 1932.  
ドゥニン・ボルコウスキー著『スピノザ三百年』  
Vgl. Th. Camerer: Die Lehre Spinozas, 2te Aufl. 1914, S. 30ff.  
テオドール・カメラー著『スピノザの学説』  
Vgl. J. E. Erdmann: Grundriss der Geschichte der Philosophie, II. Bd, 3te Aufl. 1878, S. 57.  
J・E・エルトマン著『哲学史概要』  
Hegel: Wissenschaft der Logik, WW. III, 178.  
ヘーゲル著『論理学という学問』

主なる参考文献

- 国際ヘーゲル連盟日本版『スピノザとヘーゲル』岩波書店、昭和7・7。  
三木 清著『人間の文学論』改造社、昭和9・7。  
畠中尚志訳『スピノザ 国家論』（文庫本）岩波書店、平成25・1。  
齋藤 响<sup>しょう</sup>訳『スピノザ全集 第二卷』内田老鶴圃、昭和8・11。  
『世界』第11号、岩波書店、昭和21・11。  
佐藤信衛著『西田幾多郎と三木 清』中央公論社、昭和22・2。  
『回想の三木 清』三一書房、昭和23・1。  
齋藤 响著『スピノザ倫理学』中和書院、昭和23・8。  
豊川 昇訳『スピノザ概説』創元社、昭和23・10。  
下中弥三郎編『世界歴史事典 第15卷』平凡社、昭和28・4。  
篁 実著『スピノザ』弘文堂書房、昭和41・2。  
『三木 清全集 第17卷』岩波書店、昭和43・2。  
『 』 第18卷』岩波書店、昭和43・3。  
『 』 第19卷』岩波書店、昭和43・5。  
三木評に関しては「三木 清全集」の「月報」を参照した。  
荒川幾男著『三木 清』紀伊国屋書店、昭和43・2。  
中岡哲郎編『戸坂 潤集』筑摩書房、昭和51・2。  
『田中美知太郎全集 第13卷』筑摩書房、昭和54・8。  
『法政大学史資料集 第5集』法政大学、昭和57・3。  
谷川徹三著『自伝抄』中央公論社、昭和64・4。  
小林敏明著『西田幾多郎の憂鬱』岩波書店、平成15・5。

注・本稿を草するうえで、いちばん利用したもの。

Stanislaus von Dunin-Borkowski 著 *Der junge De Spinoza*, Münster i. W. Druck und Verlag der Aschendorfschen Buchhandlung, 1910.

注・さし絵のみを利用した。

Carolus Hermannus Bruder 撰 *Benedicti de Spinoza Opera Quae Superstunt omnia*. Vol. II. Ex officina Bernardi Tauchnitz, Lipsiae MDCCXLIV.

注・必要に応じて、てきぎ参照した。

Thomas Colley Gratian 著 *The History of the Netherlands*, Peter Fenelon Collier, New York, 1914.

George Edmundson 著 *History of Holland*, Cambridge at the University Press, 1922.